

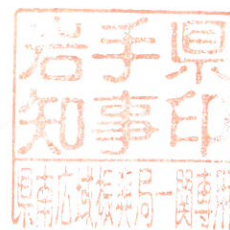
産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県一関市東山町田河津字野土81番地2

氏名 有限会社中村解体 代表取締役 中村 みゆき

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 元年 7月25日

許可の有効年月日 令和 6年 7月24日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理 (焼却処理)

取扱う産業廃棄物

- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず

以下余白

(2) 中間処理 (破碎処理)

取扱う産業廃棄物

- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

(3) 中間処理 (移動式破碎施設による破碎処理)

取扱う産業廃棄物

- ・がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)

以下余白

(4) 最終処分 (埋立処分)

取扱う産業廃棄物

- ・廃プラスチック類
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(以下、裏面記載)

(1) 焼却施設

ア 設置場所 岩手県一関市東山町田河津字小沼1番32、1番55
イ 設置年月日 平成16年5月26日
ウ 処理能力 紙くず、木くず、繊維くず
1.496t/日 (0.187t/時間)
エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)
オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)
カ 保管施設 別表のとおり

(2) 破碎施設Ⅰ

ア 設置場所
・ (固定式) 岩手県一関市東山町田河津字小田間66番4
・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県一関市東山町田河津字小田間66番4)
イ 設置年月日 平成8年12月11日
ウ 処理能力 がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)
560t/日 (70t/時間)
エ 設置許可年月日 平成13年5月30日
オ 設置許可番号 資循第24-23号
カ 保管施設 別表のとおり

(3) 破碎施設Ⅱ

ア 設置場所 岩手県一関市東山町田河津字野土81番2、81番9
イ 設置年月日
ウ 処理能力 廃プラスチック類 5.712t/日 (0.714t/時間)
木くず 12.936t/日 (1.617t/時間)
がれき類 20.984t/日 (2.623t/時間)
紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
10.112t/日 (1.624t/時間)
エ 設置許可年月日 平成31年1月9日
オ 設置許可番号 第218007-9号
カ 保管施設 別表のとおり

(4) 破碎施設Ⅲ

ア 設置場所 岩手県一関市東山町田河津字野土81番2、81番9
イ 設置年月日
ウ 処理能力 がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)
452t/日 (56.5t/時間)
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (これらのうちコンクリートくずに限る。)
452t/日 (56.5t/時間)
エ 設置許可年月日 平成31年1月9日
オ 設置許可番号 第118082-8号
カ 保管施設 別表のとおり

(5) 破碎施設Ⅳ

ア 設置場所 岩手県一関市東山町田河津字野土81番2、81番9
イ 設置年月日
ウ 処理能力 がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)
256t/日 (32t/時間)
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (これらのうちコンクリートくずに限る。)
256t/日 (32t/時間)
エ 設置許可年月日 平成31年1月9日
オ 設置許可番号 第118082-7号
カ 保管施設 別表のとおり

(6) 移動式破碎施設Ⅰ

ア 設置場所 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県一関市東山町田河津字野土81番9)
イ 設置年月日

(以下、2枚目記載)



- ウ 処理能力 がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）
256t/日（32t/時間）
- エ 設置許可年月日 平成31年1月9日
オ 設置許可番号 第118082-7号
- (7) 移動式破碎施設Ⅱ
ア 設置場所 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場（駐機場：岩手県一関市東山町田河津字野土81番9）
- イ 設置年月日
ウ 処理能力 がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）
452t/日（56.5t/時間）
- エ 設置許可年月日 平成31年1月9日
オ 設置許可番号 第118082-8号
- (8) 埋立施設（安定型埋立）
ア 設置場所 岩手県一関市東山町田河津字小沼1番32
イ 設置年月日 平成元年8月2日
ウ 埋立地の面積 1,744m²（全体面積 1,744m²）
エ 埋立容量 7,860m³
オ 設置許可年月日 -（設置許可対象外施設）
カ 設置許可番号 -（設置許可対象外施設）
以下余白

3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

- (1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。
- (6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な措置を講ずること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成6年7月25日 当初許可
- 平成7年6月26日 事業範囲の変更許可（中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）を追加したこと。）
- 平成8年12月11日 変更届出書受理（中間処理（破碎処理）を追加したこと。）
- 平成11年7月25日 更新許可
- 平成12年1月28日 事業範囲の変更許可（木くずの中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）を追加したこと。）
- 平成16年3月17日 変更届出書受理（移動式破碎処理施設Ⅳを追加したこと。）
- 平成16年7月23日 変更届出書受理（焼却施設を廃止したこと。）
- 平成16年7月23日 事業範囲の変更許可（紙くず、木くず及び繊維くずの中間処理（焼却処理）を追加し、焼却施設を設置したこと。）
- 平成16年7月25日 更新許可
- 平成18年6月16日 事業範囲の変更許可
 (1) 中間処理（破碎施設による破碎処理）について、がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）とする限定を解除したこと。
 (2) 中間処理（破碎施設による破碎処理）について、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずを追加したこと。
 (3) 破碎施設Ⅱを追加したこと。
- 平成18年12月22日 変更届出書受理（木くずの移動式破碎処理施設を廃止したこと。）
- 平成20年7月25日 変更届出書受理
 (1) 代表者を中村福雄から変更したこと。
 (2) 本店所在地を岩手県一関市東山町田河津字丸木56番地2から変更したこと。
- 平成21年7月25日 更新許可

（以下、裏面記載）

平成25年 6月17日 変更届出書受理 (保管施設の概要を変更したこと。)
平成26年 7月25日 更新許可
平成26年 8月25日 変更届出書受理 (移動式破碎施設Ⅱを廃止したこと。)
平成27年 3月12日 変更届出書受理 (移動式破碎施設Ⅰを廃止したこと。)
平成27年 7月13日 変更届出書受理 (保管施設の概要を変更したこと。)
令和元年 7月25日 更新許可
令和元年12月16日 変更届出書受理
(1) がれき類の破碎施設を2施設追加したこと。
(2) 保管施設の概要を変更したこと。
令和2年10月9日 変更届出書受理
(1) 代表者を中村之浩から変更したこと。
(2) 破碎施設Ⅱの設置場所を変更したこと。

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白



別表：保管施設の概要

(1) 焼却施設

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	紙くず、木くず、 繊維くず	2.0	33.60	44.8	13.44	屋内
処分後の保管	焼却灰	—	9.84	8.20	—	屋内

所在地：岩手県一関市東山町田河津字小沼 1 番 3 2

(2) 固定式破碎施設 (I)

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	がれき類 (アスファルト 廃材)	1.5	25.00	26.25	42.00	屋外
	がれき類 (コンクリート 廃材)	1.5	25.00	26.25	42.00	屋外
処分後の保管	がれき類 (アスファルト 廃材、コンクリ ート廃材)	—	178.72	220.92	—	屋外

所在地：岩手県一関市東山町田河津字小田間 6 6 番 4

(以下、裏面記載)



(3) 固定式破碎施設 (II)、(III)、(IV)

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考	
廃プラスチック類	—	11.40	12.54	4.39	屋内、容器保管	
紙くず	—	2.85	3.13	0.53	屋内、容器保管	
木くず1	—	140.00	257.39	141.56	屋内	
木くず2	—	36.00	42.00	23.10	屋内	
木くず3	—	17.50	27.17	14.94	屋内	
繊維くず	—	2.85	3.13	0.38	屋内、容器保管	
ゴムくず	—	2.85	3.13	1.63	屋内、容器保管	
金属くず	—	2.00	2.40	2.71	屋内、容器保管	
ガラスくず、 コンクリート くず及び陶磁 器くず	—	2.85	3.13	2.19	屋内、容器保管	
廃石膏ボード	—	17.10	18.81	2.82	屋内、容器保管	
がれき類	—	2.85	3.13	4.63	屋内、容器保管	
処 分 の た め の 保 管	① がれき類 (アスファルト 廃材及びコン クリート廃 材に限る。)、 ガラスくず、 コンクリート くず及び陶磁 器くず(これ らのうちコン クリートくず に限る。)	3.0	175.00	156.00	230.88	屋外
	② がれき類 (アスファルト 廃材及びコン クリート廃 材に限る。)、 ガラスくず、 コンクリート くず及び陶磁 器くず(これ らのうちコン クリートくず に限る。)	1.5	108.00	72.00	106.56	屋外

(以下、4枚目記載)



廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m³)	保管重量 (t)	備考
処分 のため の 保管	③ がれき類 (アスファルト 廃材及びコン クリート廃 材に限る。)、 ガラスくず、 コンクリート くず及び陶磁 器くず(これ らのうちコン クリートくず に限る。)	2.5	90.00	50.00	74.00	屋外
	④ がれき類 (アスファルト 廃材及びコン クリート廃 材に限る。)、 ガラスくず、 コンクリート くず及び陶磁 器くず(これ らのうちコン クリートくず に限る。)	1.5	120.00	81.00	119.88	屋外
処分 後の 保管	木くず① <製品>	—	90.00	229.33	—	屋内
	木くず② <製品>	—	110.00	293.33	—	屋内
	廃プラスチック類、紙くず、 繊維くず、ゴムくず、金属 くず、がれき類、ガラスく ず、コンクリートくず及び 陶磁器くず	—	12.40	21.70	—	屋内

(以下、裏面記載)

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分 後 の 保 管	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	2.85	3.13	—	屋内、容器保管
	紙くず、繊維くず	—	2.85	3.13	—	屋内、容器保管
	がれき類 <製品>	—	2.85	3.13	—	屋内、容器保管
	廃石膏ボード	—	2.85	3.13	—	屋内、容器保管
	⑤がれき類(アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)、ガラスくず、コンクリートくず及び及び陶磁器くず(これらのうちコンクリートくずに限る。)	1.8	216.00	178.85	264.70	屋外
	⑥がれき類(アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(これらのうちコンクリートくずに限る。)	1.8	72.00	49.25	72.89	屋外

(以下、5枚目記載)

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m³)	保管重量 (t)	備考
処分後の保管	⑦がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうちコンクリートくずに限る。）	1.5	175.80	127.35	188.48	屋外
	⑧がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうちコンクリートくずに限る。）	1.5	153.00	110.25	163.17	屋外

所在地：岩手県一関市東山町田河津字野土81番2、81番9
以下余白

